

設_二百戸一名_一。俱要_下詢_レ衆公_二選廉慎行止_一……人員_二補充_上云々

と見え、また同書站赤五、前引の至大四年八月五日兵部の呈の續きにも、

每一百戸。設_二百戸一名_一。從_二拘該路府州縣提調正官_一。於_二站戸内_一選用。三歲爲_レ滿。將_二濫設官吏頭目人等_一。盡行_二革去_一。

と見えて居る。それでこれ等の百戸は站戸中から廉直慎行のものを選用したものであることは明らかであり、さうしてその掌つた職務は、前に引いた所に見えるやうに、使臣に供する爲に站戸から納入する驛站の米とか、或は馬牛とかを調達することであつたと思はれる。

百戸と同様に站戸から選用せられたものに、前記の如く頭目と稱するものがある。この名も早くから記録に見え既に中統元年五月二十一日に海青站を立てた時に、「各站頭目」といふ語が記され(經世大典 站赤一)、同五年八月霍木海に對して、「各站内並不_レ得_レ添差_二頭目_一」などとも記されて居り(同上)、以後この名は屢々驛站の制度に關聯して記されて居る。この頭目が站戸内から擧用された證は、至元七年二月に中書省の定めた站赤事理に、

- 一。總管府在城驛設_二官二員_一。就_レ於_二見役人員内_一。擇_下有_二根脚經事_一者_上任_レ之。直_レ隸總管府。不_レ得_レ用_二私己人_一。
- 一。州縣驛設_二頭目二名_一。如見役人。即是相應站戸。就令_二依_レ上任_レ事。不_レ係_二站戸_一。則就_二本站馬戸内_一。別行_二選用_一。

とあるによつて明らかである。即ちこの時には各路總管府の置かれてある城市の驛には站官二員を設けるが、州縣の驛ではこれに相應するものとして頭目二名を置き、站戸か、もしくは別に站到屬する馬戸内から選用したのであ